

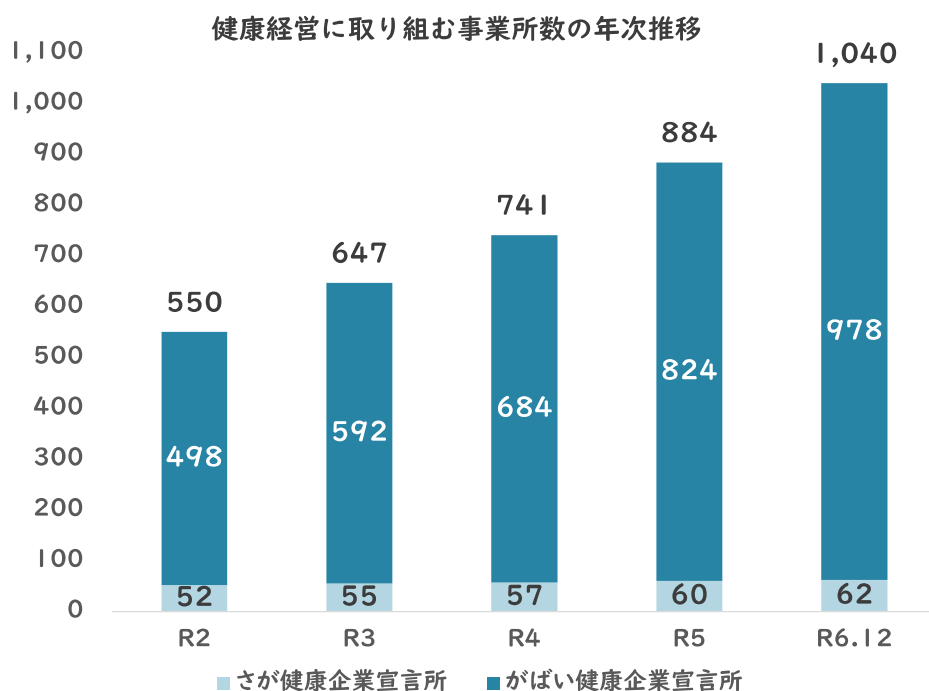
地域・職域連携推進事業について

佐賀県 健康福祉政策課

1

健康企業宣言事業所

1. 県内の健康経営に取り組む事業所(健康企業宣言事業所)

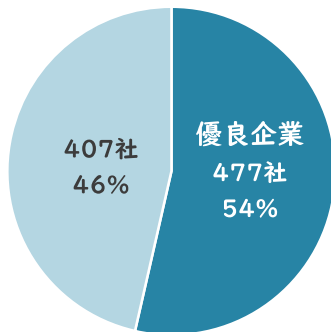


2

健康企業宣言事業所・検討会

2. 県内優良認定企業（事業所）

優良認定企業数とその割合（2024年度）



「さが健康企業宣言」事業所または「がばい健康企業宣言」事業所のうち、優れた取り組み※を行った企業を優良認定企業（事業所）として認定する。

※1年間の健康づくりの取組内容について、実施結果レポートを提出してもらい、必須項目および選択項目の過半数を満たすこと。

3. 働き盛り世代への効果的な情報提供に関する検討会

働き盛り世代への効果的な方策を検討するための検討会を開催

【委員・関係課】

佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀労働局、全国健康保険協会佐賀支部、庁内関係課（国民健康保険課、産業人材課、農業経営課、がん撲滅特別対策室）

3

佐賀さいこう表彰（健康経営部門）

5. さが健康維新県民会議2024の開催

【日時】 令和6年9月4日（水）14:00～16:00

【場所】 ホテルマリタール創世佐賀4階 グランデピアツツァ

【内容】 ・知事メッセージ

（一部抜粋） ・各種測定会ブース（血管年齢、骨密度、推定野菜摂取量）

・佐賀さいこう表彰（健康経営部門）表彰状授与、健康経営事業所の取組紹介



↑会議の様子はこちらから
（ライブ配信のアーカイブ）

6. 令和6年度 佐賀さいこう表彰（健康経営部門）【知事表彰】

県内優良認定企業（事業所）の中から、キラリ★輝く取組を実践した事業所を表彰

企業名	取組内容	備考
佐賀ガス（株）	- 禁煙ガム購入費用補助、喫煙率の大幅低下 - ウォーキングキャンペーンの実施 - SAGATOCO活用、脱マイカー通勤の促進	さが健康企業宣言事業所
（株）シグマ	- 全社員がSAGATOCOを活用 - 歯科健診の受診促進（費用補助、就業時間内の受診可） - ご当地音楽でのラジオ体操、ストレッチ	がばい健康企業宣言事業所

4

地域・職域連携推進事業の取組（会議）

7. 地域・職域連携推進協議会開催状況

	令和5年度	令和6年度	備考
県（健康福祉政策課）	R5.12.20	R7.2.6	
佐賀中部保健福祉事務所	開催なし	未定	会議の代わりに、関係機関を訪問予定
鳥栖保健福祉事務所	開催なし	(R7.3.6)	ワーキンググループ開催 ・佐賀県健康プラン推進審議会の報告について ・各市町の取り組み及び健康課題について ・管内健康企業宣言2024事業所の状況について ・「健康経営の取り組みについて」
唐津保健福祉事務所	R5.9.15	R6.7.30	・第3次佐賀県健康プランについて ・自殺対策計画の中間評価について ・働く人のメンタルヘルスについて（情報交換） ・普及啓発イベントについて
伊万里保健福祉事務所	開催なし	(R6.7.25)	協議会は開催していないが、今後の協議会再始動に向け、職域・行政関係者に絞ってワーキンググループを開催し、現状把握や意見交換を行った。
杵藤保健福祉事務所	開催なし	未定	R5は労働基準監督署と産業保健総合支援センターと打ち合わせを実施。R6は実施予定なし。

5

地域・職域連携推進事業の取組（出前講座）

8. 健康づくり出前講座の開催状況

	令和5年度	令和6年度 (12月末現在)
佐賀中部保健福祉事務所	5回	2回
鳥栖保健福祉事務所	7回	3回
唐津保健福祉事務所	3回	2回
伊万里保健福祉事務所	1回 (2コース)	1回
杵藤保健福祉事務所	5回	2回

佐賀県は働く方の健康づくりをお手伝いします！

出前健康講座（佐賀県）のお知らせ

佐賀県では、企業で働く従業員やその家族及び事業主の皆様の健康づくりを支援し、企業の「健康経営(※)」のお手伝いをします

(※)「健康経営」とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営のスタイルです。「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

出前健康講座について

- テーマ
生活習慣病（糖尿病、肥満等）予防に関する講話
※その他の講話実績
がん予防、歯、口の健康、卒煙支援、メンタルヘルス等、希望に応じた健康教育を実施しています
- 費用は無料です
- お時間は30～90分の間で希望ください
- おおむね10人以上お集まりの場を利用させていただき現地に講師が出向きます
- 管理栄養士、保健師等を派遣します
※ 少人数や短時間でも承りますので、まずはご相談ください

申し込み・問い合わせ先	地域
佐賀中部保健福祉事務所 健康指導担当 ☎0952-30-1905	佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、多久市、小城市
鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0942-83-3579	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町
唐津保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0955-73-4186	唐津市、玄海町
伊万里保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0955-23-5186	伊万里市、有田町
杵藤保健福祉事務所 健康推進担当 ☎0954-22-2104	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町

6

佐賀県保険者協議会の取組

令和7年2月6日
佐賀県保険者協議会
副会長 林田 典子
(地方職員共済組合佐賀県支部)

佐賀県保険者協議会の状況

佐賀県保険者協議会は、県内人口の約80%の被保険者が加入する30の医療保険者と、医療職能団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会)及び佐賀県と国保連合会で組織している。

平成17年の設立以降、被保険者の健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有やそれに基づく取組の推進を図っている。

佐賀県保険者協議会設置運営規程抜粋

(目的)

第1条 佐賀県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、佐賀県内の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する被保険者及び佐賀県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、佐賀県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての佐賀県への協力、佐賀県医療計画の策定又は変更に関する意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

(1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する被保険者その他の関係者間の連絡調整

(2) 被保険者に対する必要な助言又は援助

(3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析

(4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

(5) 医療費適正化計画の実施についての佐賀県への協力

(6) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

(7) 前各号に掲げるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事項

保険者名	被保険者数 (R6.3末時点)人	佐賀県全体に占める割合(参考)
国保(20市町・3組合)	161,202	20.2%
健康保険組合	15,870	2.0%
全国健康保険協会	277,459	34.9%
地方職員共済	10,174	1.2%
公立学校共済	16,522	2.0%
警察共済	5,027	0.6%
市町村職員共済	24,379	3.0%
後期高齢者医療広域連合	132,341	16.6%
佐賀県の人口 (R6.3時点794,385人)	642,974	80.5%

佐賀県保険者協議会の構成(令和7年1月現在)

会長 : 古賀 英敏 (国保連合会)

構成団体 : 35団体

委員会委員 : 16名

構成: 健保連 (1名)、協会けんぽ (3名)、市町国保 (4名)、国保組合 (1名)、共済組合 (1名)、後期高齢者医療 (1名)、職能団体 (医師会、歯科医師会、薬剤師会から各1名)、佐賀県国保連合会 (1名)

◆協議会の開催 (年3回開催)

※令和6年度は書面開催1回を追加し、年4回開催予定

◆協議内容

- ・協議会の運営に関すること
- ・専門部会での検討内容の決定
- ・関係団体の計画 (医療費適正化計画等) 進捗確認

など

●佐賀県保険者協議会専門部会を設置

企画調査部会及び保健活動部会は、次に掲げる事項について検討協議を行っている。

(1) 企画調査部会

①医療費データ等に関する情報の収集

②各保険者間における医療費データ等の共同分析

③その他目的達成に必要な事項

(2) 保健活動部会

①保健事業に関する情報収集

②各保険者間における保健事業の企画及び共同実施

③その他目的達成に必要な事項

佐賀県保険者協議会の取組（データヘルス計画）

各保険者が策定しているデータヘルス計画の進捗状況を共有し、各保険者の課題や取り組みを自保険者の活動の参考としている。（【参考：令和5年度調査結果被用者保険抜粋】市町国保や国保組合、広域連合でも健診受診促進や重症化予防に取り組まれている。）

	佐賀銀行健康保険組合	全国健康保険協会 佐賀支部	地方職員共済組合 佐賀支部	公立学校共済組合 佐賀支部	佐賀県市町村 共済組合	警察共済組合 佐賀県支部
① 基礎調査 ・進捗	令和4年度の評価を実施。 ① 特定保健指導利用者実施率の向上 ② 生活習慣病重症化予防 ③ 一人当り医療費の増加	令和4年度の評価を実施。 ① 被扶養者の特定健診受診率向上 ② 特定保健指導実施率の向上 ③ 未治療者の医療機関受診率向上	令和4年度の業績評価及び令和5年度の進捗確認を行った。 ① 特定健診受診率の向上（特に被扶養者） ② 被扶養者への特定健診受診勧奨 ③ 被扶養者のパート先等での健診結果の収集 ④ 特定保健指導実施率の向上 ⑤ ジェネリック利用率向上 ⑥ HbA1c及び血圧が基準値以上の者への受診勧奨	令和4年度の進捗確認を行った。 ・特定健診・特定保健指導の実施率の向上（特に被扶養者） ・特定保健指導対象者からの脱却率の向上 ・メタボリックシンドローム該当者の改善 ・生活習慣病等の情報提供・啓発及び重症化の予防	令和4年度の業績評価及び令和5年度の進捗確認を行った。 ① 特定健診受診率の向上（特に被扶養者） ② 被扶養者への特定健診受診勧奨 ③ 被扶養者のパート先等での健診結果の収集 ④ 特定保健指導実施率の向上 ⑤ ジェネリック利用率向上 ⑥ HbA1c及び血圧が基準値以上の者への受診勧奨	令和4年度の評価を行い、令和5年度計画を見直した。 ① 糖尿病重症化予防 ② 被扶養者の特定保健指導受診率の向上
② 現状の課題	① 特定保健指導 ・モデル実施の導入 ・遠隔面談（ICT活用）が可能な委託先の導入 ② 生活習慣病重症化予防 ・一定の数値以上（血糖、血圧、脂質）の対象者を抽出し、遠隔面談（ICT活用）が可能な委託先を導入し重症化予防の保健指導を行った。 ③ 一人当り医療費の増加 ・人間ドックの受診結果より健康診断、重症医療者に対し早期受診勧奨（状況報告書：回答形式）を実施。→本年度は被保険者のみ ・「受診未定」と回答した者には、事業所保健師と連携し直接指導を依頼し、医師の早期発見、早期治療を促し、医療費の削減を目指している。	・上位目標：人工透析の新規導入者割合の減少（対平成28年度比） ・中位目標：代謝リスク保有者割合の減少（対平成27年度比） ・下位目標に対する取組状況 ① 健診受診率向上： （被保険者）健診実施機関へのインセンティブ、健診実施機関による受診勧奨、健診実施機関の拡大、新規加入者受診勧奨、無料での受診できる健診機関の実内強化、オプション検査の充実、自治体がん検診との同日実施。 ② 特定保健指導実施率向上： （被保険者）委託機関による初回面談実施率向上のための働きかけ、遠隔面談が実施可能な特定保健指導専門機関への外部委託。 （被扶養者）支部主催集団健診の際の当初初回面談（分割）の実施。 ③ 重症化予防： （未治療者）文書・電話による個人への受診勧奨および事業主宛協力依頼実施。 （糖尿病重症化予防）県へのプログラムに沿った対象者抽出→参加勧奨および参加者への支援実施。 ④ 事業所コラボヘルス： ①～③が事業所全体での取り組みとして実施されるよう、専門員による訪問を行い、健康宣言事業所の員の向上を図る。	・市町所属5か所を訪問して特定健診・特定保健指導の実施率向上のため、対象者への働きかけを依頼した。また、事業所訪問式の特定保健指導を行っていない所属に対して、導入を依頼した。 ・被扶養者に特定健診の案内と受診券を6月上旬に自宅に送付し、その後、9月に受診勧奨のハガキを送付し、1月に再度受診勧奨ハガキを送付した。 ・組合員…契約した事業者が所属所を訪問して特定保健指導を行っている。契約した事業者が自宅を訪問または遠隔にて行う特定保健指導を実施。被扶養者…契約した事業者が自宅を訪問または遠隔にて行う特定保健指導を導入している。 ・組合員及び被扶養者に人間ドック当日の特定保健指導を実施している。 ・組合員証及び被扶養者証にジェネリック医薬品を希望しますと印字している。 ・HbA1c及び血圧が基準値以上の者について、所属所へ対象者一覧を送付し、受診勧奨を依頼した。	① 特定健診・特定保健指導の実施率の向上（特に被扶養者） ② 被扶養者への特定健診受診勧奨 ③ 被扶養者のパート先等での健診結果の収集 ④ 特定保健指導実施率の向上 ⑤ ジェネリック利用率向上 ⑥ HbA1c及び血圧が基準値以上の者への受診勧奨	① 特定健診受診率の向上（特に被扶養者） ② 被扶養者への特定健診受診勧奨 ③ 被扶養者のパート先等での健診結果の収集 ④ 特定保健指導実施率の向上 ⑤ ジェネリック利用率向上 ⑥ HbA1c及び血圧が基準値以上の者への受診勧奨	① 令和5年度の健康診断結果から、生活習慣病の改善が必要な対象に、糖尿病の重症化予防を目的に「糖尿病予防セミナー」を実施した。糖尿病看護認定看護師の講話や「ヘルシーランチ」の提供、健康運動指導士による「糖尿病予防」につながるスロージョギングの実践を取り入れ、出席した組合員からは、自身の健康管理や糖尿病の進行予防に対する意欲の向上が認められた。 また、健康診断結果で、血糖コントロール不良の組合員に対し、個別の健康指導を実施し、治療状況の確認、専門医への受診勧奨を実施している。 ② 保健指導利用券とイラストによりわかりやすく説明した受診勧奨用リーフレットを同封している。 所属所の幹部室に「管理病室」を送付し、受信状況を管理させ、監査時に進捗状況確認のため「管理病室」の確認を実施し、更なる受診率の向上を目指すし、被扶養者の健康増進を図っている。
③ 具体的な取組等の進捗管理						

具体的な取組等
の進捗管理

佐賀県保険者協議会の取組（健診受診促進）

データヘルス計画の課題解決（特定健診受診率向上）に向けて、健診受診促進を目的に、ポスターを作成している。

なお、作成したポスターは医療保険者及び県内全医療機関及び薬局へ配布し、被保険者等に対して関係者と連携した健診受診の啓発を行っている。

【参考】令和5年度ポスター
佐賀県の医療費が高いこと、がん検診の受診も必要であることを強調する内容で作成した。



佐賀県保険者協議会の取組(健診受診促進)

データヘルス計画の課題に挙げられている被用者保険の被扶養者の特定健診受診率向上に向けて、「被用者保険の被扶養者の特定健診受診機会の確保」のため、市町が実施する集団健診を受診可能とする取組について、市町に対して協力依頼及び集団健診に係る情報提供依頼を実施している。

令和6年度 佐賀県市町の集団健診日程表(被用者保険被扶養者用)(予定)		
予定が変わる場合がありますので、最新情報や詳しい内容は、市町の広報紙やホームページでご確認いただくか、予約・連絡先までお問い合わせください。		
健診会場	日程	予約・連絡先等
佐賀市(かん)検診受診できます		
佐賀県健康づくり財団 佐賀県健康診・検査センター (※日・年末年始・お盆を除く) →高土庫・日曜 ・女性健診 ・託児の日 等実施あり	4月23日、24日 11月11日、12日、13日 4月25日、26日 8月29日、30日 5月15日、16日、17日 8月2日、5日、8日 5月20日、21日 6月6日、7日、10日 10月22日、23日、24日、25日 5月8日、9日、10日、13日 11月20日 8月22日、23日、11月7日 3月21日	【要予約】 (予約先) 佐賀県健康づくり財団 佐賀県健康診・検査センター ☎ 0952-374-5314 (予約時間) 8時30分～17時00分(土・日・祝日・年末年始を除く) ※詳細は市役所から3月に配布される「健康ガイドブック」または佐賀市ホームページをご確認ください。
産業振興会館(若菜町)	4月23日、24日 11月11日、12日、13日	
東与賀保健センター	4月25日、26日 8月29日、30日	
川副保健センター	5月15日、16日、17日 8月2日、5日、8日	【要予約】 (予約先) 佐賀県健康づくり財団 佐賀県健康診・検査センター ☎ 0952-374-5315 (予約時間) 8時30分～17時00分(土・日・祝日・年末年始を除く) ※かん検診について 詳細は市役所から3月に配布される「健康ガイドブック」または佐賀市ホームページをご確認ください。
三瀬保健センター	5月20日、21日	
大和支所	6月6日、7日、10日 10月22日、23日、24日、25日	
久保田保健センター	5月8日、9日、10日、13日 11月20日	
フォレスト富士	8月22日、23日、11月7日	
北部コミュニティセンター	3月21日	
唐津市(かん)検診受診できます		
唐津市保健センター(さんて) (旧日赤病院跡・ニクナ)	5月12日、13日、14日、26日、27日 6月3日、11日、12日、25日 7月12日、13日、26日 8月23日、25日、26日 9月5日、9日、10日、21日 10月20日、21日、10月21日 11月22日、24日、25日、27日 12月13日、15日 1月26日、27日	【要予約】 (予約先) 唐津市保健センター ☎ 0955-75-5172 (予約時間) 8時30分～10時30分 (検診受付時間) 8時45分～10時30分 ※かん検診について 各検診会場を同日で実施します。詳細は、各検診会場検診・かん検診カレンダー・唐津市保健センターからのお知らせ、唐津市ホームページをご確認ください。
七土公民館	(女性のみの健診日) 6月4日、6月27日、7月28日、 9月10日、10月22日	
萩木町保健センター	5月22日、23日、24日、25日	
相知町保健センター	5月29日、30日、31日、6月1日 6月14日、16日、17日、18日 8月27日、28日	
東玉町保健センター	6月5日、6日、7日、8日 9月27日、29日、30日	
肥前町保健センター	6月21日、23日、24日 9月4日、5日	
北波多総合保健センター	7月5日、7日、8日、9日、10日	
晴子公民館	5月17日、19日、20日 7月18日、19日	

検査内容

(基本的な検査)
問診・身体計測、血圧測定、尿検査、肝機能検査、
血中脂質検査、血糖検査、尿酸検査、
(特設な検査)
※健診結果通知に基づき医師の判断で実施される検査
貧血検査、尿糖検査、心電図検査、血中クレアチニン検査

健診費用(負担金)

佐賀県内で受診する場合の健診費用の自己負担額は
_____円

集団健診のご案内

(被扶養者の方も近くの公民館などで特定健診が受けられます)

ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげるため、年に1回、特定健診を受けましょう。

健診の受け方(市町の集団健診で検査を受ける場合)

大町、江北町、白石町、太良町

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多々市、
伊万里市、武雄市、鹿島市、唐津市、
小城市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、
みやき町、上峰町、玄海町、有田町

裏面で日程を決めて(予約先に)予約する。

裏面で日程を決める。

健診予約内容
予約先の案内に従って申し込んでください。
①希望の受診日
②名前、生年月日など
③保険証の保険者名、保険証の記号番号
④受診券番号など

健診時間・詳細は各市町の
市(町)報やホームページで確
認できます。

健診会場で健診を受ける(検査結果は概ね1か月以内に、郵便等でお知らせします。)
【健診当日持参するもの】 ①保険証 ②受診券 ③負担金
※当日忘れると受診できませんのでご注意ください!

●場所、日時、裏面をご覧ください。
●かん検診と一緒に受診できる市町もあります。
(裏面をご覧のうえ、検診内容・日時などは、お住まいの市町広報紙などでご確認ください。)
●市町以外の医療機関などで受診する場合は、特定健診実施機関であるかどうかを直接確認してください。
●お住まいの市町以外では、集団健診を受診することはできません。

【お問い合わせ】

9

5

佐賀県保険者協議会の取組

佐賀県糖尿病・人工透析予防対策研究事業

目的：糖尿病による人工透析導入患者を減少させる

- 佐賀県医師会の提案と協力の下、事業を開始
- 特定健診検査項目に**糖尿病および腎障害**の程度を判断できる

検査項目を追加

- 問診 ○ 診察（理学的所見）○ 尿検査（尿糖、尿蛋白）
- 身体計測（身長、体重、BMI）○ 血圧測定
- 血液検査（脂質検査、肝機能検査、空腹時血糖）
- 医師の判断で選択的に実施する項目…心電図、貧血検査、眼底検査



*平成20年度から 「HbA1c」「血清クレアチニン」「血清尿酸」

*平成21年度から 「尿潜血」



- ハイリスクの対象者を抽出し、対象者が明確になった。
- 重症化予防の保健指導ができるようになった。
- 各保険者の健康状態を統計的に分析できるようになった。

佐賀県保険者協議会の取組

『佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム』の策定の取組

○データヘルス計画の情報共有や生活習慣病に係る医療費の状況を踏まえると、全ての構成団体が重症化予防における医療との連携を課題としていた。

○このような状況から、佐賀県医師会、佐賀県糖尿病対策推進会議、佐賀県、佐賀県保険者協議会の4者連名で標記プログラムを策定（平成29年1月）

平成29年1月4日策定
平成30年2月9日改定
令和3年3月24日改定
佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラム
佐賀県医師会
佐賀県糖尿病対策推進会議
佐賀県保険者協議会
佐賀県

1 目的

本プログラムは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、治療中所有を適切な受診勧奨及び保健指導を行うことによって医療に結びつけることともに、糖尿病で通院する患者のうち、腎症が重症化するリスクの高い者に対して保険者が医療と連携した保健指導等を行い、人工透析への移行を防止することによって、県民の健康増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

なお、本プログラムは、佐賀県医師会、佐賀県糖尿病対策推進会議、佐賀県保険者協議会及び佐賀県の四者で策定し、保険者における対策の実施が容易となるよう基本的な考え方を示すものである。

2 取組に当たった際の関係者の役割

- (1) 保険者の役割
 - ア 保険者は、保健師、管理栄養士等の専門職や事務職の人材のほか、専門的知見や人材を有する外部委託事業者なども効果的に活用し、事業関係者が共通認識を持って取り組む体制を整え、円滑かつ継続的な事業実施に努める。
 - イ 保険者は、健康データやレポート等を用いて、被保険者の疾病構造や健康問題等を分析し、地域の実情に応じた対策を立案する。
 - ウ 本プログラムにおいて保健指導を行う対象者への支援内容の検討及び取組の実施に当たっては、地域の医療機関等と連携し、様々な観点から総合的に検討することが重要であり、必要な場合は、都市医師会に連携体制構築のための協力を依頼するとともに、関係機関との情報共有に努める。
 - エ 実施した取組については、その結果の評価・分析を行い、PDCAサイクルに基づき次の事業期間につなげる。
 - オ 効果的な保健指導等が維持できるような知識や技術の向上を図り、人材育成及び確保に努める。
- 後期高齢者については、後期高齢者医療制度と市町村国の保健事業が一体的に実施されるように、後期高齢者医療広域連合は市町と調整を行うとともに、実施支援のための情報提供などを実施する。

目標

- 健康寿命の延伸
- 糖尿病性腎症による新発透析導入患者の減少
- 糖尿病性腎症による新発透析導入患者の割合の増加の抑制
- 治療継続率の割合の増加
- 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少



- 保険者協議会は高確法で保険者と後期高齢者医療広域連合が共同で組織し、特定健診・保健指導の実施等に関する保険者間の連絡調整、保険者に対する必要な助言又は援助、医療費などに関する情報の調査及び分析の業務を行うことが規定されている。
- 医療費適正化計画において、保険者協議会は計画策定や変更、目標の達成状況などについて意見提出ができ、さらに医療費適正化計画の実施において県へ協力することとされている。
また、令和5年度に成立した全世代型社会保障法により、医療費適正化計画の実績の評価に関する調査及び分析に関する業務が規定され、保険者協議会の医療費適正化計画に対する関わりが強化された。
- さらに、日本健康会議における「健康づくりに取り組む実行宣言2025」において、保険者協議会が取り組む項目を達成できるよう、関係者と協力して取組を進めていきたい。

ご清聴ありがとうございました。

労働行政から見た職場の健康増進対策

～佐賀労働局第14次労働災害防止計画推進にあたっての
健康プラン推進との接点・連携～

令和 7 年 2 月 6 日

令和 6 年度佐賀県健康プラン推進審議会

佐賀労働局 労働基準部 健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

佐賀労働局 第14次労働災害防止計画

期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日



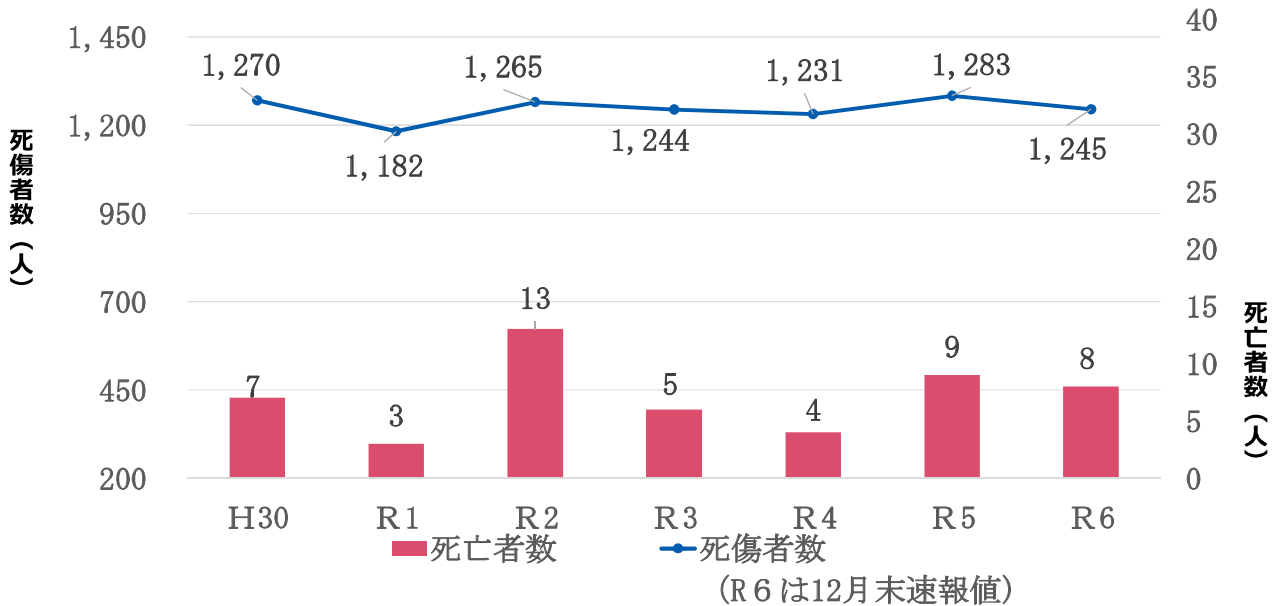
期待される結果（第13次労働災害防止計画期間との比較による）

- ◎ 労働災害による死亡者の数：**15%以上減少**
- ◎ 労働災害による死傷者の数：**減少**

佐賀県内の労働災害発生状況

令和 6 年12月末（令和 7 年 1 月集計 速報版）

労働災害発生状況

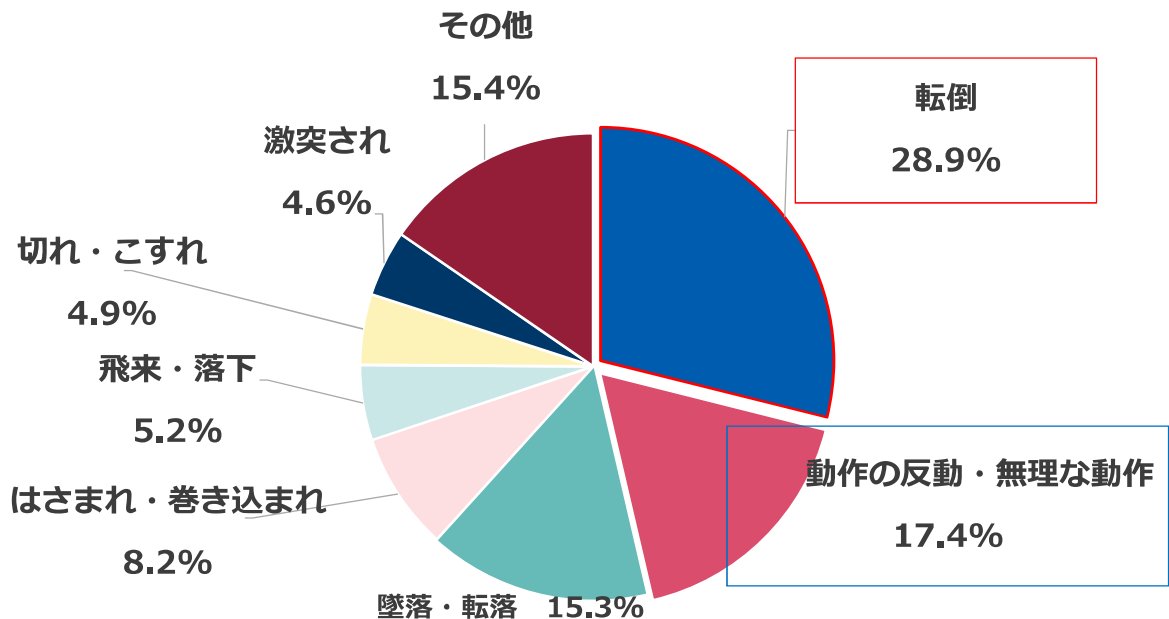


3

佐賀県内の労働災害発生状況

令和 6 年12月末（令和 7 年 1 月集計 速報版）

事故の型別

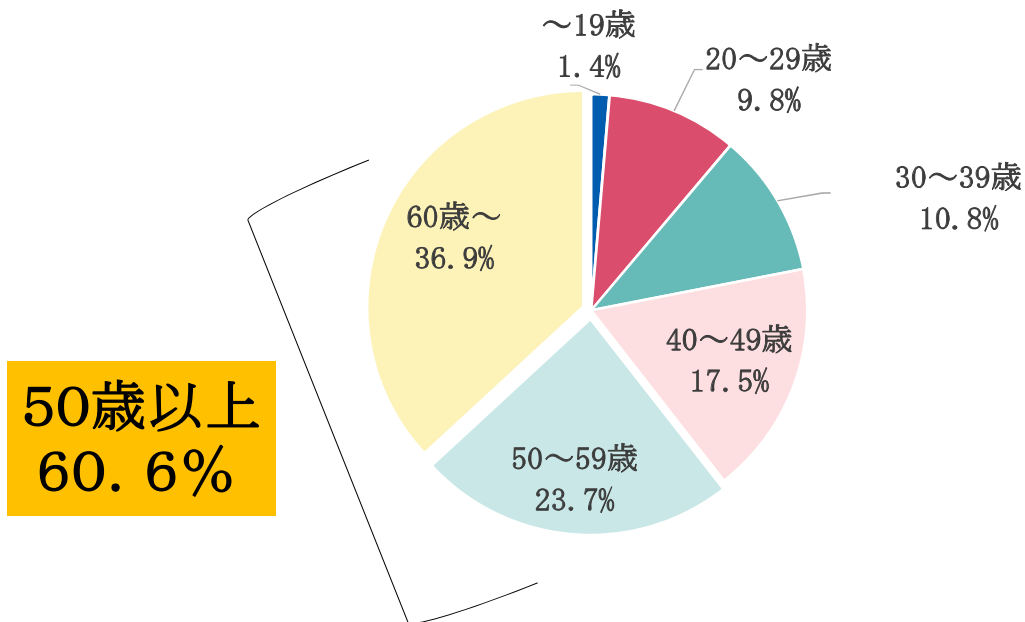


4

佐賀県内の労働災害発生状況

令和6年12月末（令和7年1月集計 速報版）

被災者の年齢別



5

佐賀労働局第14次労働災害防止計画

労働災害防止計画とは／計画が目指す社会

労働災害防止計画とは

労働災害を減少させるために佐賀労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた計画です。

計画が目指す社会

労働者が安全で健康に働くことができる社会

- ・事業者、注文者、労働者などの関係者が自身の責任を認識し真摯に取り組む社会
- ・安全衛生対策の必要性和その経費がサービス料金に含まれることが理解される社会
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が評価される社会
- ・多様な形態で働く労働者が潜在力を十分に発揮できる社会

6

佐賀労働局第14次労働災害防止計画

計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

★連携のポイント★
さが健康維新県民会議
健康経営企業の取組紹介
との連携（「さが健康企
業宣言」「がばい健康企
業宣言」）

【計画本文抜粋】

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備
（中略）

・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」等既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。その際、対象事業場の取引先になり得る発注者等に対する周知方法についても工夫する。

7

佐賀労働局第14次労働災害防止計画

計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

★連携のポイント★
「こころの健康づくり
実行宣言登録事業
所」数の増加

【計画本文抜粋】

（ア）労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと

- ・（中略）ストレスチェック結果をもとに集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・（中略）職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

（イ）（ア）の達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・佐賀産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット（欠勤、健康の問題を抱えつつ業務を行うことによる生産性の低下、経営損失の防止等）を周知し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。

- ・小規模事業場を中心とした好事例の周知啓発を図る。
- ・職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

8

佐賀労働局第14次労働災害防止計画

計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

★連携のポイント★
労働局が実施する説明会において、さが健康維新県民運動の内容も周知・啓発

【計画本文抜粋】

ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと（抜粋）

- ・ 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化等、労働者の健康づくりを推進する。

イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと（抜粋）

- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操等の周知・普及を図る。
- ・ 筋力等を維持し転倒を予防するため、スポーツ庁において実施する「Sport in Lifeプロジェクト」の周知啓発を行い、スポーツの推進を図る。
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」等、腰痛予防対策について周知啓発を図る。
- ・ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・ 骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する。

9

佐賀労働局第14次労働災害防止計画

計画の重点事項

- 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 6 業種別の労働災害防止対策の推進
- 7 労働者の健康確保対策の推進
- 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

★連携のポイント★
労働局が実施する説明会において、さが健康維新県民運動の内容や、保険者とのコラボヘルスの重要性を、連携して周知・啓発

【計画本文抜粋】

ア 労働者の協力を得つつ、事業者が取り組むこと（抜粋）

- ・ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルス（次頁）に取り組む。

イ アの達成に向けて労働局等が取り組むこと

- ・ あらゆる機会に「エイジフレンドリーガイドライン」（次々頁）の周知啓発を行う。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操等の周知・普及を図る。

従業員の健康を守ることは、
会社の未来を守る鍵です。
健診結果のご提供を
お願いいたします。

健診受診後に健診結果を保険者に提供することが
法律で定められています

※高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）

【特定健康診査等に関する記録の提供】

第二十七条（医師等）

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ適切な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保有している当該加入者に係る健康診査に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

4 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定健康診査に関する記録、第二百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは健康診断に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、受取高齢者医療広域連合又は医療費は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

86.7



厚生労働省 佐賀労働局・労働基準監督署

協会けんぽに加入する40歳以上の方の

定期健康診断（事業者健診）の結果を提供ください

提供方法には主に以下の3つがあります

A 健診実施機関を通して提供

事業所様より、協会けんぽへ健診結果提出に関する『提供依頼書』を提出していただき、受診された健診実施機関から協会けんぽに健診結果を提供する方法です。なお、協会けんぽと健診結果の提供に関する契約を締結している健診実施機関で受診している場合に限りです。

（契約先については協会けんぽへお問い合わせください。）

B 協会けんぽへ直接提供

事業所様から、直接、健診結果票（紙）のご提供をいただく方法です。

事業所様より規定の『提供依頼書』をご提出いただいた後に、協会けんぽから健診結果票の提供依頼を郵送させていただきます。

C 生活習慣病予防健診を利用

生活習慣病予防健診とは？

協会けんぽの被保険者様で、35歳以上75歳未満の方を対象とした健康診断を受診していただく方法です。佐賀支部では47か所の健診実施機関と契約しております。

健診費用の約7割を補助します！

一般健診費用	協会けんぽ補助額	本人負担（会社）負担
（最高）18,865 円	13,583 円	5,282 円

上記のほか、事業所様と健診実施機関において労働安全衛生法に定める定期健康診断（事業者健診）の実施に関する契約を行う際に、健診実施機関が協会けんぽに健診結果を直接提出する旨を含んだ契約を結ぶことにより、提出いただく方法もあります。

健診結果は個人情報ですが、協会に提出しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

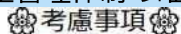


全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

「エイジフレンドリーガイドライン」の概要

【事業者に求められる事項】

1 安全衛生管理体制の確立



- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

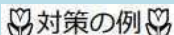
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2 職場環境の改善

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応



- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

5 安全衛生教育

【労働者に求められる事項】

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



佐賀労働局第14次労働災害防止計画

計画の目標（重点事項「7 労働者の健康確保対策の推進」関連）

アウトプット指標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を令和9年（2027年）までに80%以上とする。
- 使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年（2027年）までに 50%以上とする。
- 健康診断後の事後措置、治療と仕事の両立支援、その他の必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年（2027年）までに 80%以上とする。

アウトカム指標

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を令和9年（2027年）までに 50%未満とする。

アウトカム指標を達成した場合、少なくとも以下のとおりの結果が期待される

- 死亡災害については、13 次防期間と比較して 14 次防期間において 15%以上減少する。
- 死傷災害については、13 次防期間と比較して 14 次防期間において減少する。